

「真如堂記録」の紹介（五） 元禄六年春「日並記」

井上 幸治

はじめに

本稿では、真正極楽寺真如堂（天台宗、京都市左京区、以下「真如堂」）が所蔵する元禄六年（一六九三）正月～三月の「日並記」を翻刻し、紹介する^①。

まず今回翻刻する日並記の原本について、簡単に記す。形態は縦帳。法量は竪二三・三センチメートル、横一六・七センチメートルである。本来の表紙（現在は内表紙）と、新たに付された外表紙とがあり、双方を四つ目綴じで糸綴じしなおしている。墨付きは七〇枚。また底部戸口（地）には、右から左に向かつて、「元禄六春」と記される。

以下では、今回翻刻分の内容から、主なできごとを紹介し、解題に代えたい。

一、正月の「御礼」「御出礼」

今回翻刻分の最大の特徴は、正月の記事という点である。元日には正月の法事を執行するが、その内容は詳しく記さない。続けて、挨拶（「御礼」）に訪れた人びとの名前と、その到来品が記録される。毎日

の情報を総合すれば、真如堂の交友者リストとなるだろう。

類似の情報は、元禄二年・五年にもあった。二年のものは、まだ「鈴磨」（鈴丸）と称していた住職尊通が、得度した際の記録であり、その祝儀に多くの人びとが名を連ねている。また元禄五年には、尊通が四度加行を満たしたため、多くの祝儀が寄せられたことが記されていた。本紹介部分でも、前二回と同じ人物が多く見いだせ、真如堂の関係者をほぼ網羅していることがうかがえよう。個々の人名については不明な者も多いが、まとまって挨拶しているところもあり、どのような人びとかを類推できるものも多い。

真如堂へやってきた来訪者は、「今日之御礼衆」と記され、名前とともに持参した到来物が記される。

たとえば元旦には、惣寺中・金子十郎左衛門といった寺内の人びとに始まり、甲良・向井らの檀家や、大工十右衛門・屋根屋善左衛門ら出入り職と思われる人びとの挨拶を受けている。二日には、屋根・左官・瓦師・仏師のような、出入り職の人びとが多くあらわれ、三日には、檀家と思われる人びとが比較的多い。多くが、扇子二本を持参しているが、大工は下駄、鍛冶は火箸、医者薬、茶師は茶筌というように、各自の特性が到来品にも反映していることもうかがえる。二日には講中の人々も訪れており、二・三日には多くの訪問客でにぎ

わったことがうかがえよう。四日以降も、出入り職・檀家・講中と思われる人びとが、多数訪れており、そうした状況は正月中旬まで続く。

一方、真如堂から住職尊通が「挨拶」「御礼」に出向く際には、「御出札」などと記され、その持参品は「御年玉」と記される。その際には、覚円坊（役者）が随伴している。最初に出向いた先は武家である。四日、京都所司代・京都町奉行（東・西）と対面し、所司代とは挨拶を交わしただけであったが、町奉行には銭一貫文（百疋）を贈っている。続いて町奉行与力の何人かに、尊通が直接に各門外まで出向いて挨拶をし、墨五挺を贈っている。与力は計四〇家あるが、その中で関係の深い者だけを選んでいるのだろう。そのためか、中には受取を断る者がいたり、一人だけ異なる物品を贈っていることは興味深い。同心六名にも墨五挺が贈られているが、これには尊通は赴かず、覚円坊だけで持参している。与力・同心とで、対応に明確な差がつけられていることがわかる。なお同心にも受取を拒んだ者がいた。

公家衆には、八日に訪ねている。真如堂に墓地をもつ「旦方」の公家としては、勧修寺・七条・富小路があり（元禄五年十二月十八日条）、正親町・中山・万里小路・藤谷・冷泉・山科・四条・綾小路は尊通縁者^③、このうち勧修寺は伝奏でもある。柳原も伝奏とみなせよう。樋口・持明院両家との関係は未詳だが、関係の深い公家に限って挨拶に廻っていることは確かだろう。日並記には、各屋敷を廻った順番に記していると思われ、真如堂から各屋敷をたどると、時計回りに公家町を一周した様子が復元できる。^④

八日は、町方の衆にも御礼をしているが、こちらは「使僧」で済ませている、手渡すものも「扇子二本」に統一されている。

二、所替

正月廿一日に、寛永寺執当からの書状が届く。昨年末に出した書簡の返事であるが、所替への不安を門跡へ伝えたことと記されている。そこで真如堂は、①元真如堂への移転（所替）がほぼ内定していること、②元真如堂の地は道路事情などが悪く、移転は迷惑だということ、③日光門跡より、現在地にいられるようお願い出てももらえないか、④日光門跡に願ひ出たことが京都町奉行に知られないよう、勝手ではあるが、真如堂から願ひ出たことは伏せておいてももらいたい、といった内容を返信している。交渉ごとにおいて、④のような生々しい情報が付されており、興味深い。

二月十二日には、町奉行より、朱印状や縁起類の写しを持参せよとの指示が届いた。そこで真如堂では、内容の不備を補った上で、翌十三日に提出している。その後はしばらく何もなかったが、三月一日に、京都町奉行から被災した七寺に揃って参るよう指示があり、そこで所替（移転）を伝えられている。それまで寺町通今出川下る東側で南北一列に並んでいた七寺は、火災によつてほぼ全焼したため、真如堂などの五寺は「元真如堂之芝原」へ、大興寺・正定院は、東川原へそれぞれ移転することとなった。前年十二月の火災を受け、すでに内定していたことは、十二月中に判明しているが、ここで正式に申し渡されたのである。いずれの寺院も、表面上は「御礼」を述べている。

二日に寛永寺へ差し出された書状には、移転に対する真如堂の心情が、詳しく記されている。一条目では、元真如堂が「遠所」であるうえ「道筋悪敷」場所であるため、「迷惑」だとしている。二条目では、「方丈」（住職）の暮らしは、知行（朱印地一〇五石）もあるため大丈夫だろうが、「寺中」（二二坊）の暮らしは、これまで「旦方」（旦那・檀

家)が支えていたため、今回の移転により「旦方」が半減するかもしれない、そうなれば「殊之外衰微」してしまう、と移転後の生活に不安を投げかけている。そのため寛永寺執当に対し、無理は承知の上で、移転取り消しを願ひ出してくれないか、と頼んでいる。当時、洛中に大きな堂舎を構える天台宗寺院は、真如堂だけであった。それが郊外へ移転するのは、宗門としてもマイナスではないか、という意見からは、一寺院の問題ではなく宗門の問題として対処してほしいという真如堂の目論見がうかがえるだろう。この書状を町飛脚に託したのも、その方が早く届くためではないだろうか。

一日には、移転を申し渡されて「御礼」を申し上げた真如堂だが、その心中は実際にはこのようなものであった。

三、「芝原」の境内地

京都町奉行側は、七寺の移転に向けた作業を着々と進めていく。

三日には、移転先である「芝原」の確認(内覧)に覚円坊が赴き、現地で担当与力の本多・神沢の二名と意見を交わしている。その際、事前に聞いていた様子と異なることが判明したため、覚円坊は五日付で願書をしたため、与力へ渡そうと赴いている。

その内容は、①本堂は「上之段」、寺家屋敷は「下之段」に配置したいが、②奉行所の作成した縄張りでは「上之段」に全て配置することになっている、③奉行所作成の縄張りでは、井戸も深くなるし、建物が混み合うので火災にも気遣いが必要で、移転したメリットがない、といったものであった。

覚円坊は、本多・神沢と交渉をするが、結局、「直二御訴訟御申上候様に」(直接奉行に訴えてください)と言われ、物別れに終わっている。

一方、東川原へ移転することとなった大興寺も、真如堂と同じ所へ移転したいという希望をもっていたらしく、そうした動きも把握している(六日)。

八日には、奉行松前伊豆守が元真如堂の移転予定地を視察したため、覚円坊も予定地へ赴いて願ひを訴えた。そうした結果か、十一日に縄張りが改められ、西側へ広げられた。充分なものではなかったが、願ひの趣旨が反映されたといえよう。現在、真正極楽寺の境内は、本堂・本坊(方丈)などの建つところが高くなっており、そこから総門へは下り坂となり、院家はそこを中心として建ち並んでいる。おそらく現在本堂の建つあたりが本史料の言う「上之段」であり、総門・院家の建ち並ぶあたりが「下之段」なのであろう。奉行所案では、「上之段」に全てを建てようとしているので、それでは確かに建物が混み合ってしまう。

それでも旧敷地よりは三割増であるというから(一日)、寺町通にあった時には、狭い境内に多くの建物が混み合っていたのであろう。移転に向けて、建物だけではなく、墓地も移転するため、向井・七条といった檀家に対し、墓地が移転する旨を伝達している(十三日)。

火災のため、移築するような大きな建物はなくなっている。しかし墓石をはじめとする石造物は多かったであろう。それらの移転に向け、真如堂らは連名で、道路の整備が必要だと奉行所へ訴え出る。これに対しては、まだ土地の引き渡し前であるため、土地引き渡しの後に改めて申し出るよう伝えられている。

むすびにかえて

今回翻刻した日並記には、このほかに、京都町奉行小出守里の母

が死去（正月十五日条）、正親町公通が春日祭のために奈良へ下向（二月九・十一日条）、江戸における座頭殺害犯の手配（三月十五・十八日条）といった内容の記事が見られる。また以前より注目している贈答品についても、浅草海苔・奈良の墨といった品目が見える。

洛中の寺院境内地が洛外へ移転するというできごとが、どのような手順でなされたのか、またそこにおける京都町奉行の動きなど、従来知られていなかった事実も多いが、当事者の本音と建て前が記されていることは、貴重ではないだろうか。

真如堂の移転に関する記録というだけでなく、今回翻刻分は、近世都市京都の姿を具体的に伝える貴重な史料といえるだろう。

注

（1）元禄六年の京都の日並記（日記）は、他に「堯恕法親王日記」（『妙法院史料』吉川弘文館）、「北野宮仕記録」（『北野天満宮史料 宮仕記録 続一』北野天満宮）があり、編さん史料としては、『続史愚抄』（国史大系、吉川弘文館）、「東山天皇実録」（ゆまに書房）がある。

（2）元禄二～五年の日並記については、「真如堂記録」の紹介（一）～（四）（『立命館文学』六四四・六六三・六七四・六八六号、二〇一五・一九・二一・二三年）を参照。

（3）尊通は、東本願寺門跡の連枝である浅井宣政（松雨軒）の子であるが、正親町公通の猶子となっている。中山篤親は、正親町実豊の三男（公通弟）。実豊妻（公通母）は藤谷家の出身であり、冷泉・山科・四条・綾小路の各氏はその近親者である。万里小路氏は、東本願寺門跡（大谷家）の縁者。

（4）公家屋敷の配置については、延宝五年（一六七七）の「新改内裏之図」（京都市歴史資料館所蔵「大塚コレクション」所収）を参照した。

（5）当時の真如堂には、一二坊が附属していたが、近世中期にそれぞれが院号を称すようになり、更に明治維新期の統廃合により七院となった。現在は、これに法伝寺を加えた七院一寺となっている。

（佛教大学非常勤講師）

〔附記〕 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（課題番号 23K00078）による成果の一部である。

〔史料翻刻 凡例〕

一、本史料は、真正極楽寺真如堂（京都市左京区、天台宗、鈴聲山）が所蔵する元禄六年（一六九一）春（正月～三月）の日並記を翻刻したものである。

一、翻刻にあたっては、以下の原則にしたがった。

1 字体は、原則として新字・常用漢字・通常の字体を用い、旧字・異体字・変体仮名などは用いない。固有名詞・人名等はその限りではないが、何回もあらわれる人名等で、旧字・新字を混用しているような場合は、新字で統一した。

2 合体字の「𠂔」（より）はそのまま用いた。

3 改行・配置などは原史料の様子をできる限り踏襲したが、誌面の都合などのため、改めたところもある。

4 送り仮名や割書は、へゝ内に示した。

5 破損・虫損などのため読めない部分は、おおよその字数を類推し、「□」で示した。

一、原本の改丁・表裏は、行末に閉じ括弧（「」）を付して示した。

一、適宜、本文に読点（、）・並列点（・）を補った。

一、誤字・脱字と思われるものは、本文右傍の（ ）内に示した。

一、人名の注記は、本文右傍の「」内に示したが、初出のみに止めた。

一、本史料の翻刻および本稿の発表にあたっては、貫主竹内純照様をはじめとする真如堂の方々より便宜を得た。ここに改めて、深甚なる謝意を表す。

〔外表紙裏・貼紙〕
元禄年中

第六号

〔内表紙〕
元禄六酉年春

〔内表紙裏〕
甲乙丙丁□己庚辛壬癸

元禄六〔癸酉〕正月大

元日〔乙巳〕雨天

一、寅之上刻、大服御口祝、其已後御院家・一山

本堂〔エ〕御出仕、天下泰平之御祈祷如例年

御法事執行、御院家御衣鉢素指五條、大衆

直綴小五條、本堂退出已後、一山方丈〔エ〕出礼也、

一、稻荷大明神御戸開、元三大師御開帳、

一、御院家山王稻荷大師觀音藥師〔エ〕御參詣、

一、巳之刻、御院家・一山本堂〔エ〕出仕、如例年御執行、

一、例年之御粥御節等諸事、当年御延引也、

一、御自筆天神、御院家御拝被成也、

一、酉之刻、本堂〔エ〕御出仕、

今日之御礼衆如左

一、入来 惣寺中 尾崎涼益

一、足袋〔二足〕金子十郎左衛門 一、扇子〔三本人〕坂本屋七兵へ

一、けた〔二足〕大工十右衛門 一、入来 近江屋八右衛門

一、金子〔百疋〕甲良道守 一、銀〔壹包〕 那波伊兵衛

一、菓子〔壹袋〕丸屋五左衛門 一、銀〔壹包〕 谷口三右衛門

一、銀〔壹包〕 升屋藤右衛門 一、金子〔百疋〕 向井元瑞

一、扇子〔二本人〕屋欄や善左衛門 一、銀〔壹包〕 円山道全

一、〔御祓太麻〕中啓壹本〔岡本右近

二日〔丙午〕晴天

一、元日之通、三時、御院家・一山本堂〔エ〕御出仕、

一、稻荷・元三大師御開帳、

今日之御礼衆如左

一、茶釜〔二本人〕長茶宗味 一、扇子〔貳本人〕万屋七郎兵衛

一、そば〔壹袋〕美濃屋市兵衛 一、入来 平岩源兵衛

一、扇子〔二本人〕屋欄や五郎兵衛 一、扇子〔二本人〕左官喜右衛門

一、扇子〔二本人〕はさミ箱三右衛門 一、薰物 山城や伝右衛門

一、扇子〔二本人〕藤屋次郎右衛門 一、入来 ぬし半兵衛

一、入来 俊算 一、〔扇子二本人〕火はし 鋸や七右衛門

一、扇子〔二本人〕恵通 一、青銅〔百疋〕 講中

一、扇子〔二本人〕松田三右衛門 一、昆布〔十本〕 きち

一、〔扇子二本人〕靈宝丹伊勢祐和 一、火はし 鍛冶対馬

一、扇子〔二本人〕た、ミや彦兵衛 一、扇子〔二本人〕瓦師七左衛門

一、銀〔壹包〕 重衡平右衛門 一、紫金錠 磯田立安

一、入来 仏師左兵衛 一、けた〔一足〕 乗物や六兵衛

一、茶碗〔壹〕 仏師七兵衛 一、外郎餅〔五〕 光西

一、入来 笹や太兵衛 一、青銅〔五十疋〕永井孫兵衛

一、扇子〔二本人〕岩田屋太郎兵衛 一、入来 菱や五郎右衛門

一、墨〔壹挺〕 はかたや休西 一、入来 中村織部

一、宝瑞丹 平瀬宗兼 一、求肥 亀屋弥兵衛

一、入来 青木芳庵 一、銀〔壹包〕 那波甚太良

一、けた〔壹足〕 大工喜兵衛 一、扇子〔三本人〕平野や庄左衛門

一、銀〔壹包〕 奥野山庄右衛門

三日〔丁未〕晴天

一、元日之通、三時之勤行御院家・一山本堂〔エ〕

御出仕、

一、稻荷・元三大師御開帳、於大師堂天下太平之

護摩執行、

今日之御礼衆如左

一、扇子〔三本人〕荻野七郎右衛門 一、茶碗〔壹〕 中村七右衛門

一、鳥目〔卅疋〕 藤林道寿 一、白酒 里屋三郎左衛門

一、扇子〔二本人〕菱や与兵衛 一、銀〔壹包〕 甲良大三郎

一、扇子〔二本人〕菱や文四郎 一、銀〔壹包〕 桂草因

一、入来 石屋彦兵衛 一、扇子〔二本人〕らうそや嘉兵衛

一、〔銀子一包〕／扇子三本人〕桔梗や伊兵衛

一、菓子〔壹箱〕二口能登

一、入来 辻志摩守 一、扇子〔二本人〕平野や庄兵衛

一、白はし 荒物や市介 一、銀〔壹包〕 那波久誠

一、銀〔壹包〕 那波十左衛門 一、墨〔壹挺〕 梅村四郎兵衛

一、墨〔壹挺〕 中村小兵衛 一、同 橋本左兵衛

一、色紙〔十枚〕 拝師や太兵衛 一、小本 本屋久兵衛

一、茶せん〔壹本〕長谷川為真 一、金しやくし井筒や毘右衛門

四日〔戊申〕晴天

一、御院家寛田坊被召連、小笠原佐渡守殿・

松前伊豆守殿・小出淡路守殿〔へ〕御出礼被成、則

諸司・町奉行御対面、御年玉如左、

一、御礼 小笠原佐渡守殿 一、青銅百疋 松前伊豆守殿

一、青銅百疋 小出淡路守殿 一、青銅廿疋ツ、 役者寛田坊持参

一、茶碗〔廿〕 鈴木五郎兵衛 一、油煙五挺 本多甚五右衛門

一、油煙五挺 真野八郎兵衛 一、同断 松井善右衛門

一、同断 飯室十右衛門 一、同断 松田五左衛門

一、同断 神沢与兵衛 一、同断 川野源介

一、同断 田中三郎兵衛 一、同断 大塚藤兵衛

一、同断 木村与惣兵衛

右与力中〔へ〕ハ御院家門外迄御越、松田五左衛門

川野源介・木村与惣兵衛、年玉断〔二〕而不納候也、

一、油煙五挺 永屋助右衛門 一、同断 山本儀左衛門

一、同断 大嶋弥介 一、同断 寺嶋小左衛門

一、同断 遠藤多四郎 一、同断 沢六郎兵衛

右役者持参、沢六郎兵衛年玉断、不納也、

一、〔御礼〕／扇子二本人〕奥野山庄右衛門

一、〔御礼〕／扇子三本人〕桂草因

一、茶碗〔廿〕 中井主水正 一、油煙五挺 中井源八郎

一、 安住院 一、扇子三本人 隨縁院

一、扇子三本人 遣迎院 一、青銅五十疋 廬山寺

一、白足袋二足 金光院 一、 大興寺

一、 極楽寺 一、扇子三本人 東北院

右之通御礼〔二〕御こし被成也、

今日之御礼衆如左

一、入来 極楽寺 一、入来 大興寺

一、銀〔壹包〕 袋屋二垣 一、扇子三本人 八幡や九郎兵衛

一、御入来 田中三郎兵衛 一、入来 十一屋久有

一、御出 正親町中納言様 一、入来 信成坊

一、扇子三本人 瓦師作兵衛

一、青門様坊官中〔尊證入道親王〕の諸礼之御触如左

口上覚

禁裏様御礼、来八日辰半刻
仙洞様御礼、同日午之半刻
内々御門跡様方御礼御座候、各為御心得可申入
旨、兩 伝被申候、已上、

正月四日 持明院家雜掌

御坊官中 柳原家一

追而、禁裏院中諸礼来十四日之間、御院家衆
其御心得可有之候、御礼辰之刻、始候而、遅参之
衆ハ御構無之、御礼始〔リ〕不参衆有之候ハ、
前日兩 伝方へ被仰聞候様〔二〕御申渡可有之候、已上
右之通兩 伝〔一〕申来候間、左様〔二〕御心得可被成候、已上

月日

進藤采女〔為益〕

尊勝院様

大谷兵部卿〔泰翁〕

上乘院様

鳥居小路大藏卿〔經房〕

一、御鏡開仏餉共工御預御鏡相渡申也、

五日〔己酉〕晴天

今日之御礼衆如左

一、油煙二挺	円光院	一、菓子盆	ぬし 〔為政〕 左衛門
一、青銅廿疋	ひなや淨恵	一、扇子三本人	多賀主計殿
一、〔銀老包〕扇子二本人	海老や秀右衛門	一、同断	鈴鹿石見守
一、銀老包	高橋備前 〔宗恒〕	一、行成紙	経師太兵衛
一、扇子二本人	徳正寺	一、筆箱	指物や勘兵衛

一、惣寺中〔エ〕節御振舞何茂入来、

六日〔庚戌〕晴天

今日之礼衆如左

一、茶碗 〔二〕	傳長老	一、鳥目五十疋 笹屋 〔宗真〕 ／ 〔宗清〕
一、天王寺蕪	正慶坊	一、入来 大嶋弥介
一、入来	青木無庵	一、入来 山元宗因
一、入来	山中元益	一、入来 八田主馬
一、酉之刻御院家	一山本堂 〔へ〕 御出仕、	

七日〔辛亥〕晴天

一、如例、御院家・一山三時之勤行本堂〔エ〕御出仕、

今日之礼衆如左

一、扇子二本人	小林久右衛門	一、御入来 中井源八郎
一、同断	〔千本〕 柴之坊	一、おこし 青木無庵
一、勸修寺大納言	〔經慶〕殿 〔二〕 十四日諸礼之御触有之也、	

八日〔壬子〕晴天

一、御院家覚円坊被召連方々〔エ〕御出礼如左、

御年玉之覚

一、御礼	樋口右兵衛佐殿 〔康熙〕	一、御礼 四条三位殿 〔隆安〕
一、御礼	中山中納言様 〔簡親〕	一、扇子五本人 富小路三位殿 〔永貞〕
一、扇子三本人	柳原大納言殿 〔資廉〕	一、扇子三本人 持明院中納言殿 〔基時〕
一、〔御礼〕茶碗 〔廿〕 七条少納言殿	一、扇子五本人	七条侍從殿 〔匡信〕
一、青銅百疋	正親町中納言様	一、菓子昆布 〔廿本〕 正親町様奥方
一、扇子三本人	万里小路大納言殿 〔淳房〕	一、菓子昆布 〔廿本〕 永法院殿

一、扇子三本入 浅井左兵（政名）へ殿 一、菓子昆布（冊） おつ井様
一、扇子三本入 多賀主計殿 一、扇子五本入 東御門跡（如光海）
一、御札／扇三本入／石川草春 一、油煙三挺 円光院

右之御方へ御出札、松雨軒様へ御尋被成也、

雑色町代へ年玉如左

一、青銅五十疋 荻野七郎左衛門 一、同冊疋 稲田孫左衛門
一、同冊疋 湯浅角右衛門 一、同冊疋 梅村四郎兵衛
一、同冊疋 中村小兵衛 一、同冊疋 橋（左）左兵衛

右為御年玉被遣之、荻野へ八十郎左衛門持参、
外へハ役者々書状参也、

今日之御札衆如左

一、扇子三本入 威徳院 一、油煙三挺 十乗院殿
一、素麵壺箱 正親町中納言様 一、風呂敷（壺）正親町様奥方
一、御入来 見瑞長老 一、扇子三本入 松村庄兵衛

十日甲寅晴天

今日之御札衆如左

一、扇子五本入 日厳院殿 一、御札 般舟院
一、青銅冊疋 石川草春 一、火はし かち久右衛門
一、入来 松本隆庵

十一日乙卯晴天

一、御院家覚円坊被召連、 青御門主様へ御出札、
如例年御雑煮出御馳走、
御年玉如左
一、茶碗（廿）青御門主様 一、扇子五本入 尊勝院殿

一、風呂敷（壺） 治部卿 一、胸紐（壺掛）鳥居小路大藏卿
一、胸紐（壺掛） 大谷兵部卿 一、同 進藤采女
一、同 隠岐駿河（義説） 一、青銅冊疋 円乗坊

一、扇子三本入御門主様へ覚円坊献上
一、扇子五本入久遠寿院様へ為御年玉御持参御対面、

扇子三本入覚円坊献上、
一、東山 山王大権現へ御代参、御酒・昆布備進、
開山祖師等之御廟へ御代参、

一、御鏡／扇子二本俊算

一、御札御鏡／扇子二本悦首座

一、御鏡／扇子二本悦首座

右之通被遣之也、

一、日光御門主様へ御年始之書状如左
年序之御吉兆不可有際限候、先以

御門主様益御機嫌能被遊、御重歳
目出度奉存候、仍而表嘉儀白銀
壺枚致献上候、宜預御披露候、恐惶

謹言 真如堂

正月十一日 上乘院

覺王院法印 尊通判
佛頂院法印

御披露

一、両執当衆其外へ年始之書状御年玉如左

一、金子百疋 凌雲院僧正 一、金子百疋 覺王院法印
一、金子百疋 佛頂院法印 一、朱墨〔三挺〕 傳法院僧正
一、油煙〔二挺〕 涼泉院 一、油煙〔三挺〕 毘見院

右之御衆〔二〕書狀〔二而〕御年玉被遣之也、此書狀
尊勝院殿近日江戸下向故相遣ス也

今日之御礼衆如左

一、油煙三挺 尊勝院殿 一、入来 長井求馬

十二日〔丙辰〕晴天

一、正明坊出京、扇子三本入つるしかき持参、
一、尊勝院殿〔二〕為御餞別香物壺桶延帟五束被遣之、

十三日〔丁巳〕雲天

一、扇子三本入 治部卿 一、礼 出雲路民部

右今日御礼也

十四日〔戊午〕晴天

一、於本堂施餓鬼、導師東養坊、御本尊御
開帳、御院家御勤、

今日之御礼衆如左

一、鉢〔二ツ〕 富小路三位殿 一、 教學院
一、扇子二本入 進藤采女 一、扇子三本入 松や毘右衛門
一、扇子五本入 金剛院殿

一、酉之刻、御院家・一山本堂〔二〕勤行〔二〕御出仕、

十五日〔己未〕晴天

一、寅之刻、御院家・一山本堂〔二〕御出仕、
一、巳之刻、御院家・一山本堂〔二〕御出仕、祀堂、御本尊
御開帳、御院家御勤、

今日之礼衆如左

一、扇子三本入 福寿院殿 一、外郎餅〔三棹〕左太郎宿〆
一、扇子式本入 川崎公局 一、茶碗〔壺〕 服部新平母
一、御出 本門院僧正 一、入来 山本坊

一、御使者 柳原大納言殿 一、銀壺包 坂本や弥七

一、小出淡路守殿御老母、去〔ル〕五日御死去、為御悔
役者覺円坊被遣也、

一、酉之刻、御院家・一山本堂〔二〕御出仕、

十六日〔庚申〕晴天

今日之御礼衆

一、御出 中山侍〔兼親〕從様 一、やうかん〔三棹〕張付師九兵衛

一、延〔十束〕 東御門跡

一、御院家庚申〔二〕御社参、

十七日〔辛酉〕雨天

今日之御礼衆

一、金百疋 七条少納言殿 一、同断 七条侍從殿

一、〔御礼〕きせる善住院

十八日〔壬戌〕晴天

一、御院家・一山本堂〔二〕御出仕、天下安全之御祈禱

大般若經轉讀十六善神供物洗米備之也、

今日之御礼衆如左

一、扇子三本入 靈山院殿 一、扇子三本入 願王院僧正

十九日〔癸亥〕晴天

一、御出 恵心院僧正

一、御院家、本門院僧正〔へ〕年始御礼〔二〕御こし、願王院僧正〔へ〕

油煙三挺御持参、

一、今日〔廿五日〕迄毎日辰之刻〔西之刻迄〕、御本尊

御開帳、御院家御勤、本堂為建立也、

廿日〔甲子〕雨天

一、御本尊開帳、御院家開役御勤、

一、本門院僧正江戸上京之、為御土産ろうそく

廿挺入到来、

廿一日〔乙丑〕晴天

一、御本尊御開帳、御院家開帳御勤、

今日之御礼衆

一、御使者 山科三位殿 一、御礼 樋口右兵衛佐殿

一、東叡山両執当〔去ル比之返翰到来〕、

十五日之尊札相達令披見候、 御門主愈

御機嫌克、今般日光御在山之事〔二〕候、

然者其寺今度就類火所替之御

沙汰有之、仮堂普請之儀も先々相尋

可被申之旨被仰渡、其上本真如堂

境内之間敷御改有之〔二〕付、無心許被存候由、

紙面之趣委細申上候、猶相究候、被仰渡旨

有之候ハ、其段御申越可有之候、恐惶謹言、

十二月晦日

佛頂院在判

真如堂

覺王院在判

上乘院

右之通御返翰到来〔二〕付、又々如左被仰遣也、

去〔ル〕極月晦日之御返翰当廿一日〔二〕相届致

拜見候、先以 御門主様御機嫌能日光御在

山之由乍恐珍重〔二〕奉存候、然者当寺所替

之取沙汰、旧冬申上候通〔二〕御座候、只今〔二〕至表向

被仰渡ハ無御座候得共、風聞承候処〔二〕御

内證ハ大方相究、絵図頃日被仰付、出来

次第〔二〕其御地〔へ〕御窺〔二〕参候由及承候、本真如堂

之儀程へた、り道筋なと悪敷、致迷

惑候、何とそ其御地御門主様御願之様〔二〕

被遊、只今之所〔二〕罷有候様〔二〕御了簡奉頼候、

表向被仰付無之、其上爰許之公儀

指越候て、 御門主様工御訴訟申上候なと、

当地之公儀〔へ〕相聞候而〔へ〕末々諸事公儀

向悪敷御座候、乍自由此方〔御訴訟申

上候とハ無之、御内證〔二〕而御願被遊候様〔二〕

御内意被仰上宜御相談奉頼候、夫故

各々様迄如斯申上候、尚期後音之時候、

恐惶謹言

正月廿一日

上乘院在判

覺王院法印

佛頂院法印

廿二日〔丙寅〕晴天

一、御本尊御開帳、御院家御勤、

今日之御礼衆

一、求肥二箱 西教寺

一、白足袋五足

藥樹院

一、林光院

一、西教寺〔エ〕為御年玉扇子五本入被遣之、御使者

藤川毳兵衛

一、御院家、矢田部周防〔ヘ〕御見舞被成、

廿三日〔丁卯〕晴天

一、御本尊御開帳、御院家御勤、

一、御院家、洞空上人〔エ〕年礼〔ニ〕御越、延紙五束

御持参、一、矢田部周防〔ヘ〕山ノいも耆折

被遣也、

今日之御礼衆如左、

一、扇子五本入 正觀院大僧正 一、同二本入

村上清閑

廿四日〔戊辰〕晴天暮方雨

一、御本尊御開帳、御院家御勤、於本堂施餓鬼、

導師東養坊、施主松林坊取次、

一、愛宕工服部新兵衛御代参、御百味被上也、

一、妙法院御門主様々御使者、為御年玉茶碗廿

拝領、一、お津井さまより縁起之写御返弁、

外郎餅五竿御到来、

廿五日〔己巳〕天晴、

一、御本尊御開帳、御院家開役御勤、酉之刻

御閉帳、今日〔二而〕一七日御開帳之結願也、

一、靈山之正法寺御入来、

廿六日〔庚午〕夜〔二〕入大風雨

廿七日〔辛未〕大風

一、開山忌、御院家・一山本堂〔ヘ〕御出仕、法花懺法

御執行、

廿八日〔壬申〕天晴

一、坂本〔ヘ〕年始之為返礼御使者遣、如左、

一、茶碗十 正觀院大僧正 一、茶碗十

靈山院

一、扇子三本入 善住院

一、延紙三束

藥樹院

右之通被遣之也、

廿九日〔癸酉〕晴天

一、鶏足院入来、油煙二挺持参、

一、桂草因子息死去、今日葬礼、御院家焼香

御出、

一、鶏足院〔エ〕扇子五本入被遣之也、

晦日〔甲戌〕雨降〔ル〕

一、洞空上人々御使僧、外郎餅五竿到来、

二月

朔日〔乙亥〕晴天

一、御院家、本堂諸堂〔へ〕御参詣、并已心院様御

廟〔へ〕御参詣、

一、白銀壺包・扇子二本入、増地久左衛門

一、桂草因〔エ〕蠟燭廿挺入被遣之、草郁靈分エ

之備頼入候由被仰遣也、

一、桂金之丞白銀壺枚持参、

二日〔丙子〕晴天

三日〔丁丑〕晴天

四日〔戊寅〕晴天

一、七位名被改候、為御祝儀白足袋五足・延紙二束被遣也、

一、岡本内記入来、扇子二本入持参、

一、青御門主様合来〔ル〕六日七日両日之内御料理可被進由、

御使者参、御院家、御使者〔へ〕御逢難有奉存候、乍然

七日八日稻荷会式〔ニ而〕取込罷有候間、乍慮外

御免被遊被下候様〔ニと〕御請被仰上也、

一、七位、正行坊〔と〕被改候、名ヒロメ之為祝儀、うとん・

そは切・御酒持参也、

五日〔己卯〕曇天

一、青御門主様〔エ〕御使僧、六日七日之内〔ニ〕御料理可被下之由

難有奉存候、昨日申上候通七日八日稻荷会式〔ニ而〕

取込罷有候間、御参上仕間敷候、其已後も寺引〔ケ〕

之取沙汰〔ニ而〕一円手透無御座候而、御料理被下候儀、
先々御赦免被下候様〔ニ〕御取成相存候由、坊官中迄
被仰遣也、使僧三明坊、

一、凌雲院僧正今年始之返翰到来、并為

年玉浅草海苔到来、

一、本院御所様明後七日裏之御殿〔エ〕御幸、其節

御本尊御開帳被遊候由〔ニ而〕、白銀壺枚并御燈明

料青銅百疋被参〔ル〕也、請取如左、

覚

一、白銀壺枚 御本尊御開帳料

一、青銅百疋 御燈明料

右槌〔ニ〕受納仕候、御所様明後日

御幸之節、御開帳可仕候、為念如此

御座候、已上 真如堂役者

同日 覚円坊判

六日〔庚辰〕雨降〔ル〕

一、稻荷会式之用意

七日〔辛巳〕曇天

一、稻荷大明神御戸開、神供神酒供物等如

例年備之、元三大師御開帳、

一、本院御所様裏之御殿〔エ〕御幸、其節本尊

御開帳、院家開役御勤、

一、如例御出入衆入来、松村庄兵へ入来、長井求馬

入来、夕飯出之也、 一、正親町様春日祭上卿
被仰付、南都御参向^{（ニ）}付、右近御やとい被成度由也、

八日^{（壬午）}晴天

一、稻荷大明神会式、御神供等如昨日也、
一、御出入衆岡本内記其外何茂入来、
一、右近母求肥壺箱持参、およつさめ^{（醒ヶ井）}かい餅持参候而
上^{（ル）}也、

九日^{（癸未）}晴天

一、正親町様・七条殿・おつ井さま其外如例年御
出入衆中迄、稻荷御神供被遣之也、
一、磯田立安^{（ま）}んちう被上也、
一、正親町中納言様、今日南都^{（エ）}御参向之由也、

十日^{（甲申）}晴天

一、傳法院僧正^{（ま）}今年始之返書并為年玉
浅草のり壺包到来、

十一日^{（乙酉）}晴天

一、御院家、七条^{（エ）}御灸被成^{（ニ）}御こし、御提重
御酒御持参、覚円房御供^{（ニ）}被参也、御院家
七条^{（ニ）}御宿被成、
一、正親町様、南都首尾好御勤^{（ニ）}而御帰京、右近
御やとい被成御満悦之由也、 一、岡本右近南都為
土産墨壺挺上^{（ル）}也、

一、東北院御 朱印之写縁起等二条^{（ヘ）}今日
持参候様^{（ニ）}と松前伊豆守殿^{（ハ）}申来、則持参之由
風聞也、

十二日^{（丙戌）}晴天

一、松前伊豆守殿^{（ハ）}之御触書、梅村四郎兵衛^{（ハ）}来、如左、
真如堂
正定院
大興寺
法性寺
迎称寺
右 御朱印又ハ縁起等有之候者、
うつし候而、十三四日之時分持参
候様^{（ニ）}と御事也、一覽候テ正定院^{（エ）}為持
遣^{（ス）}也、極楽寺^{（ヘ）}ハ東北院^{（ト）}一所^{（ニ）}申来^{（ル）}也、
一、太閤秀吉公、京極通^{（エ）}寺御引年号之義、
浄花院^{（エ）}相尋^{（ニ）}遣候処、天正十五年之由、
書付来、最初^{（ニ）}天正寺^{（ハ）}はしまり上ほと跡^{（ニ）}
引^{（ケ）}申候由申来^{（ル）}也、

十三日^{（丁亥）}雨天

一、御 朱印之写縁起之写并^{（ニ）}尊氏家^{（足利）}之御書
御建立之次第等書付、松前伊豆守殿^{（ヘ）}役者
覚円坊持参候処、御朱印之写縁起等
御留置被成也、尊氏家之御書ハ大事之本紙^{（ニ）}
候間、御留不被成候間、御用^{（ニ）}者此方^{（ハ）}可被給候

間、其目錄被成、近日持參候様へにと御事也、取次
神沢与兵衛殿、御建立之次第書如左、

真如堂御建立之次第

- 一、円融院御宇永觀二年、一条院母后
東三条院、神樂岡之離宮御寄附、則
元真如堂敷地是也、

- 一、一条院御宇正曆三年蒙 宣旨本堂御建立、

- 一、文明十七年慈照院義政公本堂御建立、

- 一、永祿十年光源院義輝公御殿之御跡勘解由

小路東頼御寄進、將軍義昭公本堂御建立、

- 一、永祿十二年御殿之跡へ義昭公重而被立御殿へ

付、一条町方四丁之替地本堂被引移也、

- 一、天正十五年太閤秀吉公、寺町へ替地被仰付

本堂被引移、今之敷地是也、

- 一、慶長九年秀頼公本堂御建立、

- 一、元祿元年奉加御赦免、同三年へ本堂建立、

- 一、尊氏家公方御代々・信長公・秀吉公御朱印

并制札等、右何茂古記御座候、

上卷 後柏原院宸翰

- 一、縁起中卷 へ入道式部卿宮へ入道尊鎮親王へ

下卷 へ入道前内大臣へ法務前大僧正公助へ

已上

真如堂

- 一、御院家七条へ御歸寺、

十四日へ戊子へ曇天

- 一、涅槃像供物赤白餅備之也、酉之刻本堂へ御出仕、
一、進藤采女へ書状、如左、

一翰令啓上候、先以御堅固御座候哉、承度候、
然者内々被仰上候勸進帳御草案大方
出来申候、就夫先年被遊候一卷并古キ
勸進帳二卷御覽被成度暮候間、被進候ハ、
可為御満悦候、且又此度之草案字ノ大キサ
下之様子委細可被仰上候、為其如此候、恐惶謹言

二月十四日

進藤采女

覚円坊様

尚々左之三卷御勝手次第為持可進也、

御書中奉得其意之由、即答也

- 一、青御門主様へ先年之勸進帳三明坊持參、口上

書如左、

覚

- 一、当御門主様被為遊候勸進帳一卷、

- 一、古キ勸進帳四卷、

右指上へ申候、

- 一、此度被遊候勸進帳文字之大キサ件へ之儀申

上候様へ被仰下候、定而御染筆被遊候を板へ仕

ノ様へ被思召候哉、御染筆者板へ仕間敷候、御清書

之儀ハ只今迄之通、卷物へ可仕候、先御草案之

何方へ成とも被為仰付、御草案斗頂戴仕度也、

- 一、御清書之儀、重而参上仕可申上候、

- 一、板行へ仕候御草案ハ文字へ仮名御付被遊候様へ

被仰上奉頼候、尚使僧口上へ可申上候、已上、

月日

覚円坊

進藤采女様

右之通申上候処、被為得其意候由、御意候由也、

一、桂草因ふ為燈明料青銅百疋并地子金子

百疋来ル也、

一、尊氏家公方御代々・信長公・秀吉公御朱印

其外一々目録ニいたし、松前伊豆守殿へ覚円坊

持参候処、御請取置被成候、御用之儀候ハ、此方

より仰由也、目録之写別紙ニ有之也、

十五日〔己丑〕晴天

一、寅之刻、涅槃会勤行〔二〕御院家・一山本堂へ

御出仕、

十六日〔庚寅〕晴天

一、愛宕ノ坂〔二テ〕月輪寺ノ観音開帳也、

十七日〔辛卯〕晴天

十八日〔壬辰〕晴天、風はけし

一、彼岸開白、

一、隨縁院薰物壺器持参、御年玉也、

十九日〔癸巳〕晴天

廿日〔甲午〕晴天

廿一日〔乙未〕晴天 靈山齒仏ノ如来并青龍寺ノ観音

開帳、

一、講中理兵衛死去、卅五日〔二〕相当、講中ヨリ御

開帳、開役御院家御勤也、

一、青御門主様ノ勸進帳之御草案被遊候而、参ル、

御院家、御使僧〔二〕御逢御請被仰也、

廿二日〔丙申〕晴天

一、後西院様御忌月、祀堂御開帳、御院家

開役御勤、一、青御門主様へ昨日之為御礼、覚円坊

参上、山ノいも・くわへ壺籠献上、

廿三日〔丁酉〕晴天

一、御本尊御開帳、開役御院家御勤、施主

本堂ノ取次、

廿四日〔戊戌〕曇天

一、彼岸結願、巳之刻未之刻迄、御本尊御

開帳、御院家御勤、

廿五日〔己亥〕晴天 一、江州松尾寺ノ靈宝今日ノ開帳、

一、愛宕山〔エ〕御代参、服部新平、

廿六日〔庚子〕曇天

廿七日〔辛丑〕曇天

一、妙御門主新宮様御灌頂、為祝儀、御院家

大仏へ御参、菓子・昆布百本御持参、覚円坊

御供へ参上、一、桂草因入来、葛切壱箱持参、

廿八日〔壬寅〕雨天

一、浅草海苔五まい毘見院へ到来、

一、修学院権僧正の書状到来、則返書被成之、

一、金子十郎左衛門の重之内被上、節句之御祝儀也、

廿九日〔癸卯〕曇天

卅日〔甲辰〕曇天

一、一山月並之御書へ出座、

三月

朔日〔乙巳〕晴天 祇園ノ薬師、今日の開帳也、

一、御院家、本堂・諸堂并已心院様御廟へ御参詣、

一、公儀へ被仰渡儀有之候間、今八ツ時分松前

伊豆守殿へ被参候様へ御触有之、今度類火へ逢候七ヶ寺ともへ右之通申来へ也、

一、御院家、役者覚円坊被召連、未之刻、

松前伊豆守殿へ御越、他へ六ヶ寺茂被参処、

伊豆守殿へ対面へ而何茂今度類火之衆中也、

寺地御用地故、所替被仰付候、三割ツ、之

増地被遣候間、難有可被存候、真如堂之儀ハ

旧跡之儀へ候間、可為満足之由被申渡へ付、

先御請申上、何茂次へ退出候処、神沢与兵衛

被申渡候者、真如堂・東北院・極楽寺・迎称寺・

法性寺五ヶ寺ハ元真如堂之芝原へ被遣候、

正定院・大興寺二ヶ寺ハ東川原へ被遣候、地

わり被仰付、重而引渡へ可申候間、左様へ御

心得可有由被申渡也、扱小笠原佐渡守殿へも

替地被 仰付増地大分へ被仰付難有之由、

何茂一所へ御礼へ被出可然之由、伊豆守殿

御指図之、小出淡路守殿へも御こし可然

之由、是ハ奉行衆心得へ而被申渡也、且又最前

上ヶ置候縁起之写、今日返弁被申也、

一、小笠原佐渡守殿・小出淡路守殿へも七ヶ寺同

道へ御礼へ御こし被成也、

一、惣寺中寄合、替地被仰付候旨、被仰渡也、

扱日光御門主様へ注進状之相談有之也、

一、御出入衆、被替地之儀被仰出候へ付、御見舞へ入来、

二日〔丙午〕晴天

一、日光御門主様へ為注進両執当衆へ御状被遣、如左、

一筆致啓上候、弥 御門主様御機嫌能可被遊御座候、恐

悦至極へ奉存候、然者最前御注進申上候所替

之儀、昨未之下刻、元真如堂へ替地被仰付候、

先御請申上候、前辺へ申上候通、遠所へ申道筋

悪敷迷惑仕候、就夫所之儀又ハ道筋等

願上申度候、元真如堂へ当寺共へ五ヶ寺被遣候、

此衆中相談仕成間敷迄も願可申敷へと奉

存候、当寺之儀者、旧跡へ二而候へハ、定而満足可仕候由、

伊豆守殿被仰渡候、ケ様へ二被仰渡候上者、大

方所之儀者元真如堂之外叶兼候半と推

量仕候、道筋之儀ハ達而願可申候と奉存候、其

御地ハ佐渡守殿・伊豆守殿へ御書被遣可被下候

哉、左候ハ、所遠方道筋悪敷迷惑仕候由、

真如堂ハ御注進申上候、定而左様之段々

其元へ二而願可仕候間、願之通被仰付候者、

御門主様へ二も御満足へ二可被思召候由、被仰遣可被下候哉、

此段ハ其元之御了簡次第へ二奉存候、

一、元真如堂へ罷越候て方丈之儀ハ知行等も御座候間、

少分之暮へ二仕候而も可成かと奉存候、寺中之

儀ハ只今迄旦方之助成へ二而暮へシ来候、遠

方と申、山川へ三越へ申候間、只今迄之旦方半分も

参間敷様へ二風聞仕候、左候へ而ハ寺中殊之外衰

微可仕候、如此相極候上ハ、叶間敷と推量仕

候へ共、何とぞ御門主様以御威光、其御地へ二而御

訴訟被遊被下候儀ハ成間敷候哉、当寺之儀ハ

慈眼大師已来御上洛之節御宿場相

勤来候、其上御宗門之大地洛中へ二真如堂

斗へ二御座候、ケ様之儀なと仰立へ二御成申間敷

儀へ二御座候哉、寺中之者別而迷惑之上、存奇

之段、如此申上候、右之段、宜御披露被成、御了簡

奉願候、恐々謹言

寺替之覚

真如堂

東北院 時宗

極楽寺 々

迎称寺 々

法性寺 日蓮宗

此五ヶ寺、元真如堂芝原へ参候、

正定院 浄土宗

大興寺 禪宗

此二ヶ寺、東川原へ参候、

真如堂

三月二日 上乘院判

覚王院様

佛頂院様

右之書状小林久右衛門へ頼、町飛脚へ二而遣ス也、

覚円坊ハ毘見院へも右之段々申遣ス也、

一、願王院僧正へ所替被仰付候段々、（公弁入道親王）輪御門主様へ

注進状之下書等書付へ二而御状被遣、葉樹院へも

書状被遣也、返書到来、

一、青御門主様へ覚円坊参上、元真如堂へ替地

被仰付候儀注進、并輪御門主様へ注進状之

趣も申上候所、替地之儀、公儀ハ之儀へ候へハ、無是

非儀へ思召候、輪御門主ハ諸司并伊豆守へ

願之儀へ二付書状へ二而被仰遣候者、其節ハ御使

者へ二而も可被遣旨、御案内候様へ二と御懇意へ二被仰

出、扨勧進帳へ今度依武命東山ノ旧跡へ帰

座之趣へも御書加被遊被下候様へ二と申上候処、御

書加可被遊由被仰、且又節句之為御祝儀、
 広島柿ノ式百入御上ケ候処、御満足ニ思召候由
 被仰出也、

一、伝奏勸修大納言殿へも替地被仰付候由、
 申上候処、公儀ハ被仰渡候上ハ無是非儀ニ
 存候由返答候也、

一、竹御門主様へも千種刑部卿迄替地被仰付候儀、
 御案内申上也、是ハ御墓所有之候故也、

其外公家衆・旦那ニ持候衆中へハ案内御
 申入候間、寺中衆へ申渡ス也、

一、岡本右近宿為節句御祝儀重之内上へル、
 一、遣迎院入来、講中其外御出入衆、替地之
 儀相聞見舞ニ入来、

一、正親町様、松雨軒様へも替地被仰渡候由、御
 知へ申入処、正親町様為御見舞中村織部
 入来、一、東北・極楽・正定・迎称・大興・法性寺へ

昨日御替地之儀被仰渡、互ニ致難儀候、若
 御訴訟候わけも有之候者、可申談由、御使僧
 被遣也、

三日丁未晴天、

一、御院家、本堂・諸堂へ御参詣、

一、寺中衆・御出入衆中、御礼ニ入来、

一、公儀之衆中、地割ニ東山へ被参候由風聞故、
 覚円坊内覧ニ被参候処、神沢与兵衛殿・
 本多甚五右衛門殿へ逢被申、所存共物語

被申也、一、七条ノ重之内御到来、

四日戊申晴天、

一、友竹^{〔海北〕}へ縁起板行之絵之儀、右近相談ニ参へル、

一、松軒入来、一、東川原へ鈴木五郎兵衛殿・松田
 五左衛門殿、地割ニ被参候故、覚円坊参、兩人へ
 所存共物語也、一、松林房親父自休入来、
 菓子二箱持参、御院家御逢被成、其已後御使、
 金子百疋被遣之也、

五日己酉雨降へル

一、替地为見舞、松雨軒様御使到来、
 一、替地为見舞、廬山寺ノ使僧、まうちう一折到
 来、一、元真如堂替地縄張、此間之縄張相
 違故、覚円坊、神沢与兵衛殿・本多甚五右衛門殿
 へ被参、口上之趣、如左、

若御留守ニ茂御座半かと奉存候間、口上書仕持
 参申候、元真如堂替地之儀、先日御縄張之様子
 奉見、其上御物語をも有増致承知候間、面談

へも喜申上候、夫故御暇申、又山へ罷出色々内証
 割をも先私心得ニ見立、弥大悦仕罷帰候而住持
 寺家之者ニも物語仕候へハ、殊之外何茂難有事と
 喜候間、昨日忍々ニ元真如堂へ罷出、一見仕候処、私物
 語者相違仕候故、罷帰候而、私へ段々物語仕候故、左様
 之分ニ而ハ御座有間敷と申聞候へ共、達而違ひ候と
 申候間、無心元奉存、今日者伊豆守様御見分ニ

御出被遊候由、致承知候間、定而右之様へ御先々御出可被成と奉存、元真如堂へ罷出相待候、雨天故へ候哉、御出無御座候間、爰許へ罷出、掛御目万端承御願をも可仕と存罷出候、先今日見請候通之御繩張へ而ハ寺家屋敷をも上ノ段へ而取不申候而ハ成間敷候、左候而ハ本堂近ク其上井など掘候へ大分物入、其上井掘つけ候而も水遠ク中々当分之用へも立兼可申と奉存候、又本堂近所へ候へ而ハ、若寺家出火候時者、又々東山へ而も本堂炎焼之段無心許候、替地被仰付候而、彼地へ罷出候上ハ、寺家屋敷なども遠除、此氣遣止申度と寺家中相談仕候、唯今之御繩張之様子へ而ハ、氣遣絶間敷様へ奉存候、先日茂口上へ申上候通、始之御繩張之通へ候へハ下之段へ築地惣門仕、此内へ何とぞ寺家屋敷取置、一段上へ又門構仕、本堂・方丈をも取申度所存へ御座候間、始之御繩張之通へ替地拝領仕候ハ、難有可奉存候、各々様御相談被成、右之旨御聞届へ何とぞ伊豆守様へ御願可被下候、尚其内得御意委細可申上候、已上、

真如堂役者

三月五日 覚円坊

神沢与兵衛様 一通

本多甚五右衛門様 一通

右之口上書相認、兩人へ持参候処、神沢与兵衛殿留守故指置罷帰、本多甚五右衛門殿へ持参候処、

則内へ居被申、対面へ而口上書之通段々申入候処、尤へ候へ共坪数六百坪ほど多ク候故、繩張六百坪ほど之分東へ江へ繩張寄申候由被申へ付、左候ハ、六百坪ほど之分南へ而長刀坂へ之道筋之方へ而六百坪御引取、前之繩張之通へ被仰付候様へといろと被申入候へ共、中々聞入不被申候故、又々いろと申入候へハ、後へ左候ハ、

拙者へ承届へ

申候、乍然神沢与兵衛当役之儀へ候間、明朝屋敷へ出不申候内へ尋へ御こし候而、拙者へ御申之段々御申入候様へと被申也、

一、中井主水正殿へ覚円坊立寄候処、少々気分勝へ不申候由へ而逢不被申候故、右之段々田宮源之丞へ申入、伊豆守様御前へ而御沙汰も候ハ、御取合被下候様へ頼存之由申入候処、相心得候、委細主水正へ可申聞候、重々御尤之由挨拶也、

一、海北友竹へ縁起之写遣へス也、一、快応寺出京、一、十乘院殿へ替地被仰渡候由、書状被遣也、

六日庚戌雨降へル

一、早朝、神沢与兵衛殿へ覚円坊参候処、早屋敷へ被出候故、屋敷へ御こし候様へと家来之者申候故、則屋敷へ参、神沢与兵衛殿へ逢、本多氏へ申入候段々申入候処、中々聞入不被申、兎角直へ御訴訟御申上候様へと被申へ付、左候ハ、無是非候、直へ幾度も御訴訟可仕由申入、帰寺候也、

一、寺中衆寄合、神沢氏・本多氏被申候段々物語（二）而訴訟之下書等相談候也、
一、大興寺入来、東山（へ）一所（二）替地被仰付被下候様（二）御訴訟（二）罷出候処、首尾好候由、物語候也、

七日（辛多）天晴

一、洞空上人・珂憶和尚（へ）替地当朔日（二）被仰渡候由、覚円坊之書状遣ス、
一、大仏新宮様御灌頂之節ハ、為御祝儀御出、殊（二）御祝儀被上御満悦（二）思召候由（二）而、御使者求肥五箱拝領、御使者小幡庄右衛門（江）御院家御逢御請被仰上也、
一、青御門主様（エ）勸進帳之儀何とそ近日被遊被下候様（二）御取成頼上候由、坊官中迄三明坊被遣也、
近日被遊可被遣由被仰出也、
一、東叡山両執当衆之書状、国分寺之相届、如左、

一筆致拜上候、先以 御門主益御機嫌好、被為成候間、可安御心候、然者国分寺上京親鸞之像開帳相願候処、其元於御奉行所、此段ハ両本願寺（へ）断無之候而ハ如何之由被仰聞候（二）付、両本願寺（へ）内證申入候処、西本願寺ハ御別条無之由（二）候へ共、東本願寺御同心無之（二）付、親鸞開帳之儀、難調候由及承候、幸貴院東本願寺（へ）通路有之由（二）候間、何とそ御取持候而、国分寺願相叶候様（二）被成可被遣候、委細

之様子国分寺可有演説候而、御聞候而、相調候様（二）御取持可被遣候、為其如此候、恐惶謹言、

二月廿七日

佛頂院判

上乘院

覚王院判

八日（壬子）晴天

一、松前伊豆守殿、今日元真如堂寺地見分（二）御越（二）付、用事（茂候半かと）覚円坊東山（へ）被参、神沢与兵衛殿・本多甚五右衛門殿（へ）逢被申、昨日者致参上なにかと申入御腹立と存候、縄張御出（シ）被下候へとの御願之儀、兎角御直（二）伊豆守様（へ）罷出候儀、如何（二）存候間、何とそ御兩人様頼入候間、是非（二）可然様（二）頼存候由被申入候処、機嫌能相見（へ）、兎角伊豆守殿御見分之上（二）而之事之由被申也、其已後伊豆守殿御見分トテ御帰（リ）故、又々兩人（エ）覚円坊逢被申候而、首尾如何御座候哉（と）相尋被申候、伊豆守殿（二も）寺地能候とて機嫌之由物語（二）兩人之衆中快相見（へ）申由也、
一、願王院僧正御出、江戸（へ）便（ヲ）有之候故、
一、勸修寺大納言殿御舍弟南禅寺語心院死去（二）引込候テ御入故、為見舞御使者まうちう一折被遣之也、
一、快心寺丹州（へ）被帰、妙傳寺入来、
一、覚円坊、願王院僧正（へ）被参、

九日〔癸丑〕晴天

一、覚円坊東山〔へ〕被参、
一、青御門主様を勧進帳御なをし被遊候由〔二〕而御使者、并外郎餅十棹拝領、御院家御使者〔へ〕御逢御請被仰上也、

十日〔甲寅〕晴天

一、覚円坊東山〔へ〕被参、
一、松雨軒様〔へ〕外郎餅十棹被遣之、
一、夜〔二〕入、覚円坊、松雨軒様〔へ〕東叡山両執当衆の御書持参候而国分寺之儀如何可有御座候哉如此申来候得ハ、私心入〔二〕而御返書申入候儀も仕かたく候間、今一応東御門跡家老中迄御申入 被下候様〔二〕と御頼被申候処、成ほど尤之儀〔二〕存候、此儀〔二〕おゐては相叶可申とハ不存候へ共、今一応家老中迄相尋可申由、被仰也、

十一日〔乙卯〕晴天

一、覚円坊、東山〔へ〕被参、神沢与兵衛殿・本多甚五右衛門殿〔へ〕逢被申処、縄張南〔二〕テ四間、北〔二〕テ八間ほと西〔へ〕出シ申候由被申渡候、先以御返縁〔二〕而縄張御出シ忝奉存候、乍去今少之儀〔二〕而、南〔二〕而も八間ほと御出シ被下候様〔二〕といろく被申入候へ共、兎角自分之心得〔二〕而も難成候由被申〔二〕付、左候ハ、寺地御渡シ被成候而、其已後地割仕候而之上〔二〕而、直〔二〕御願可申上由被申候

処、成ほど左様有之候ハ、可然由、被申渡也、

一、長井半弥〔江〕覚円坊手紙出〔ス〕、其返書到来之、已後松雨軒様を長井半弥入来、今朝松雨軒様昨晚被仰候趣家老中迄直〔二〕被申入候処、兎角国分寺之儀ハ何方を被仰入候とも御断可申入との事〔二〕候間、左様〔二〕御心得、両執当衆〔へ〕も御返書可被仰入候、又願王院僧正様〔へ〕も可然様〔二〕御申入候様〔二〕と之御文也、

十二日〔丙辰〕晴天

一、惣寺中寄合、昨日役人衆被申渡候趣、何茂〔へ〕被申入候也、
一、覚円坊、東山〔へ〕被参、神沢与兵衛殿・本多甚五右衛門殿被申渡候て西〔へ〕縄張出〔シ〕申候故、坪数多〔く〕御用地〔二〕成候間、寺之境内之内、北之小山北之方〔二〕而替〔二〕御取被成候間、左様〔二〕御心得可被成由被申渡也、小山北之方三分一余替〔二〕御取候也、

十三日〔丁巳〕晴天

一、向井元瑞〔へ〕東山墓所此度当寺所替〔二〕付、公儀を相渡〔リ〕候地なり悪敷〔二〕付、此方之山開候而、本堂・方丈建立仕候、就夫御先祖之廟所茂、引移可申候間、兼々左様〔二〕御心得候様〔二〕と申遣候、返書到来、後刻元瑞入来、御尤〔二〕存候、惣置之儀〔二〕候へハ、無是非候、兎角可然様〔二〕奉頼申也、
一、向井元成、長崎を罷登〔リ〕候由〔二〕而、白銀壺包持参、
一、七条殿〔へ〕も覚円坊参、墓所之儀委細申入候処、

少納言殿御留守故、渡部十兵へへ申置、帰寺、

一、惣寺中へへ昨日致失念不申入候元真如堂山へへ而墓地御持候衆中ハ墓何間と御書付候而方丈へへ可被遣候、為其如此之由触遣ス也、

一、両執当衆今年始披露書之御返翰到来、

十四日〔戊午〕雨天

一、御本尊御開帳、御施主飛鳥井殿、開役御院家

御勤、一、覚円坊、東山へへ被参候間、御奉行衆不参之由也、一、覚王院今年始書状之返事来へル、

十五日〔己未〕曇天

一、東北院・極楽寺・迎称寺・大興寺へへ元真如堂芝原之道筋願之口上書之下書いたし、覚円坊

右之四ヶ寺へへ相談へへ被参候処、何〔茂〕一段御尤へへ存候、御出候ハ、一所へへ罷出可申由也、

*「存候」は、「申之」の上に重ねて書いている。

一、両執当衆へへ返書被遣、如左、

二月廿七日之貴札相達忝致拝見候、弥

御門主様御機嫌能被遊御座候由恐悦へへ奉存候、各々へ〔茂〕御堅固へへ御勤大悦へへ存候、然者

越後国分寺へへ所持被致候親鸞上人之人

像開帳之儀へへ付、東本願寺へへ国分寺願之儀、拙僧ハ肝煎相調候様へへと被仰下得其

意存候、此儀へへ願王院権僧正、覚円坊へへ

被仰聞、実父方へへ被申入候、実父儀内證へへ而

色々取持候へ共、埒明不申候へへ付、願王院へへハ若

年之砌ハ本願寺へへ諸事願之儀取次

不申候由、御断申入候、此度各々被仰下候間、拙僧儀も実父又者本願寺役人中迄

申達候処、実父儀ハ前辺之通取持候へ共、

此儀ハ段々様子有之候間、本願寺へへ申入候儀成間敷由、役人中達而断へへ御座候間、拙僧

儀者御存知之通若年へへ御座候間、本願寺へへ

直々へへ申達候儀者難成候、夫故如此申入候、左様へへ御心得可被下候、恐惶謹言、

三月十五日

上乘院

覚王院様

佛頂院様

尚々被仰下儀へへ御座候間、覚円坊指遣、種々

肝煎仕候へ共、右之通へへ御座候間、不能其儀、

残念へへ奉存候、

一、御公儀之御触書、東北院分来、如左、

古田佐次右衛門人形

一、年比三十五六、

一、セハ中ハ少ひきし、細貌、

一、面鉢四角、

一、額少出、

一、鼻少ひくき、鼻筋通り

一、白大いも有、

一、目大鉢、

一、口かつこうハ大ク、

一、さかやき中ひん（少）あつく、こひたいなし、
 一、さかやき右之方へ耳（二）寸程上差渡（シ）壹分程之
 ほうくろ（壺）有、

一、上ひけなし、

一、両すねに雁瘡之跡有之、

一、ち、七分、

一、刀長（サ）二尺五寸程、セつはは（切羽）、き金（銃）、さや黒ぬり、目貫（目貫）

しやくとうの龍、柄頭つの組、ふち赤銅にな、子、鐔

大（サ）差渡（シ）三寸程、車鐔、さけ（下緒）を黒色、貝の口柄

糸こひ茶、

一、脇指長（サ）壹尺七八寸程、セつはは、き金、柄糸こひ

茶、目貫不覚、ふち柄頭鉄ぞうかん有、もよう不

覚、鐔大サ差渡（シ）二寸三四分、龍之すかし丸鐔、さ

や黒ぬり、

一、着類上下二ツ共（二）黒色絹、紋たきおもたか、裏

青茶羽織黒ちりめん綿入紋なし、裏黒色絹

帯くろりうもん、

鈴木彦三郎人形

一、年比廿三、

一、セハ中（大）、細貌、

一、面躰少おもなか、

一、色あさくろく、

一、目ほそく、

一、口大躰、

一、さかやき中ひん（少）うすく、こひたいなし、

一、首少なく相見へ候、

一、上ひけなし、

一、刀長（サ）二尺五六寸程、セつはは、き焼付、さや黒

ぬり、ふち銀くさり加之、柄頭つの、鐔丸、無地、

大（サ）差渡（シ）二寸八九分、下緒貝の口色江戸茶、柄

糸（萌黄）るひもよき、

一、脇差長（サ）二尺程、セつはは、き不覚、さや黒ぬり、

柄糸こひ、目貫ふち不覚、柄頭つの、鐔大（サ）差

渡（シ）二寸四五分程、車鐔、銀ぞうがん少相見へ候、下

緒色不覚、

一、着類上下二ツ、絹黒色、紋角の内き、やう、裏きぬ

淡黄次、木綿もよき、さんくつし嶋、裏白キ木

綿ぬの也、帯黒りうもん、

以上

三月三日

右、古田佐次右衛門・鈴木彦三郎（と）申者う衤いちと

申座頭を切殺立退候（二）付、此度御尋之由、從

江戸被仰下候間、右兩人共人相衣類刀脇指書付

之通之者ハ勿論、其外不審成もの有之候ハ捕

置、早速申来へし、若隱置他所より於頭者、

可為曲事旨急度可申相触事、

三月十日

上京町代

右之触書致一覽、立本寺（へ）遣（ス）、

一、御公儀（之）御触書、寺中（へ）触遣（ス）也、

一、後刻、御公儀（之）触書、東北院（之）来（ル）、

覚

右ハう柅いちと申座頭を切殺候者之儀(二)付、

去(ル)十日相触之、兩人之内、古田佐次右衛門ハ江戸(二)而

致自害候、鈴木彦三郎ハいまた不罷出候由申来候条、

最前触之、彦三郎人跡書衣類刀脇指書付之

通之者ハ勿論、其外不審者有之候者捕置、

急度可申出旨、弥可相触者也、

三月十四日 上京町代

右之触書致一覽、立本寺(へ)遣(ス)也、

古田佐次右衛門・鈴木彦三郎ハ藤堂伊与守組小普請山寺

甚左衛門家来也、

十六日(庚申)雨降(ル)

十七日(辛酉)雨天

十八日(壬戌)晴天

一、正親町様・中山様(へ)覚円坊参上、縁起写之

儀申上候処、御相談被成、大中納言之衆中(へ)御頼

可被成との御事也、

一、十乘院殿(へ)青門様坊官中(へ)之触出来(ル)、

古田佐次右衛門・鈴木彦三郎事之御触也、則

一覽候テ尊勝院殿(へ)遣(ス)也、

十九日(癸亥)晴天

一、青御門主様(へ)覚円坊致参上、兼而御本尊

御影之上(二)本尊之詠哥被遊被下候様(二)と申上候処、

成程可被遊候、絵ハ如何仕候哉と御尋被遊候故、海北

友竹書可申由申上候処、友竹(へ)約束仕候而も

くるしからす候共、絵も御門主(二)被遊度思召候由、

被仰出候故、左様(二)御座候者、重々難有儀(二)奉

存候申上候処、左候ハ、友竹(二)下絵仕指上候様(二)と被

仰出也、扨御本尊東山(へ)御遷座、導師之

儀 御門主様御導師(と)申上候度奉存候へ共、御病

氣之儀(二)御座候而、上乘院住持之儀(二)御座候者、

御名代として遷座導師相勤可申候間、法則

之儀 御門主様被遊被下候様(二)と申上候処、是又

成程可被遊との御事也、扨東山寺地之内證絵

図など掛御目候処、御満足(二)思召候由(二)而、段々

御懇意之被仰出也、

一、了法寺上京、則入来、三本入、野辺紙五束

持参、 一、円光院入来、

廿日(甲子)曇天、午之刻(へ)雨降(ル)

一、海北友竹(へ)御影之下絵頼(二)参(ル)也、

一、尊勝院殿(へ)御使僧、江戸為土産美濃紙

三束到来、浅草海苔十枚、円乗坊持参、

一、天松院様御中風氣之由(二)付、為御機嫌御使僧

被上(ル)也、使僧三明坊、 一、十乘院御出、

廿一日(乙丑)雨天

一、尊勝院殿(へ)御使僧、求肥三箱被遣之、昨日使

僧之御礼、江戸表首尾能御勤候御祝儀也、

使僧三明坊、

一、原監物一昨日死去、為御悔、惠通へ御使被遣也、

廿二日〔丙寅〕晴天

一、青御門主様へ来へル廿六日御料理可被下間、寺中被召連御参候様へ二と御使者到来、難有奉存候、参上可仕由御請被仰上、尊勝院殿へ二も御参候由也、

廿三日〔丁卯〕雨天

一、愛宕へ服部新平御代参、一、山門円命院入来、
一、天松院様へ為御機嫌窺御使僧、葛切壺箱献上、御使僧三明坊、
一、海北友竹へ求肥二箱被遣之也、

廿四日〔戊辰〕晴天

一、御公儀分明廿五日四ツ時分黒谷裏之門〔江〕役者へ二御出候様へ二と町代申来へル、黒谷役者へ二も罷出候様へ二との御事由、橋本左兵衛相語也、
一、尊勝院殿御出、
一、荻野七郎左衛門も明日黒谷裏門へ役者御出候様へ二と申来へル也、
一、音物壺桶・杉折壺、惠通へ被遣也、

廿五日〔己巳〕晴天

一、覚円坊・常照坊、四ツ時分黒谷裏之門〔江〕被出候処、奉行衆五人被参、黒谷栄正院〔江〕

何茂呼出へし可申へ二付、常照坊・覚円坊へ二も罷出へル也、

吉田へ二證文有之由へ二而、吉田之家老并代官久留嶋

出雲守殿家老檢使へ二被参、此度四ヶ寺之相渡へり

申候岡崎へと真如堂へ論地之芝原、吉田山之

流へ二而吉田領之由へ二而吉田殿所存之通被申入へ二付、

岡崎村、浄土寺村、黒谷、白川村迄呼出し段々

御尋、岡崎・浄土寺村論地之儀へとも別々之儀共

申上候へ共、何方之地トモ相定へり不申論地故、

御公儀之御用地へ二被成、四ヶ寺へ御渡へ二付、手形

仕候様へ二と五人之奉行衆被申へ二付、古来論地へ二

申伝、慥成證文へも無之へ二付、如左手形仕也、

口上之覚

一、吉田山へ元真如堂間之芝原、大友道を

限、真如堂領と申伝候、然共御用地へ二被

仰付而茂構無御座候、已上、

元禄六年

真如堂役者

酉ノ三月廿五日

覚円坊印

真野八郎兵衛殿

本多甚五右衛門殿

田中太郎兵衛殿

大塚藤兵衛殿

神沢与兵衛殿

右ハ奉行衆へ下書出へル二付、任指図手形仕也、

岡崎村黒谷役者へも下書出、手形いたし被申也、

一、青御門主様へ明日之為御礼、常照坊・覚円坊参上、

廿六日〔庚午〕雨降〔ル〕

一、青御門主様〔へ〕御院家御振舞〔二〕御参、常照坊・覚円坊御供〔二〕被召連、尊勝院殿迄御越、御同道〔二テ〕御参候也、種々御馳走、牡丹御見〔せ〕被遊、則花拝領被成也、

一、御門主様〔へ〕道〆御帰御札被仰上也、扨御本尊御影之下絵、友竹〆出来候而、来〔ルニ〕付、今度、御門主様〔へ〕御上ケ被成也

廿七日〔辛未〕晴天

一、吉田山〆元真如堂之道、吉田殿〆ふさき被申由〔二〕付、なにとそ御ふさぎ無之様〔二〕吉田殿〔へ〕御申入被下候様〔二と〕勸修寺大納言殿・万里小路殿〔へ〕頼〔二〕覚円坊参上、右御兩人御入魂故、御頼申上〔ル〕也、
一、正親町様御出、
一、久徳与惣左衛門〆同外之返書到来、

廿八日〔壬申〕晴天

一、十乗院殿〆為御見舞青木宗甫入来、
一、薬樹院御入来、
一、元真如堂之道筋之儀、明日御公儀〔へ〕御願〔二〕罷出可申由、東北・極楽・迎称・大興寺〔へ〕相談〔二〕覚円坊被参、何茂罷出可申由也、

廿九日〔癸酉〕晴天

一、覚円坊、東北・極楽・迎称・大興寺同道〔二〕而

車道之儀松前伊豆守殿〔へ〕御願〔二〕被参、口上書如左、

口上

一、此度元真如堂之芝原〔江〕替地被仰付、彼地〔江〕引移候〔二〕付、石塔類大分御座候、就夫車道并元真如堂海道〔ト〕申道筋無御座而迷惑仕候、荒神川原口〆中之坊坂迄直道、御座候道幅漸三尺斗〔二〕相見〔へ〕申候、東西者八町斗と承及候、此道車通候様〔二〕被遊被下候者、此度石塔類引移、後〔二〕建立等仕候節材木以下引上〔け〕候様〔二〕仕度奉存候、

一、右之直道車道〔二〕願難叶候者、聖護院御門跡之半町斗東之方〔二〕黒谷海道〆北〔へ〕参道筋御座候、此道幅四尺斗〔二〕相見〔へ〕申候、是〆中之坊坂〔へ〕車通〔リ〕候様〔二〕被遊可被下哉、先及見候通書付奉願候、仮令黒谷海道〆車北〔へ〕通候様〔二〕被為仰付候共、荒神川原口〆之直道ハ参詣之諸人

行違ひ候様〔二〕被遊、黒谷・吉田・百万返海道〔と〕申ことく〔二〕此直道元真如堂海道〔と〕申なし候者、末々迄寺々之繁昌と奉存候、為其口上書御訴訟申上候、已上、

西ノ

真如堂印判

三月廿九日

東北院印判

極楽寺印判

迎称寺印判

大興寺印判

御奉行様

右之口上書持参候而、役人中迄申

入候処、元真如堂寺地御引渡へし有之候而

其已後御願へ二御出候様へ二と何茂被申付

何茂罷帰也、

一、一山月並之請書、

元禄六正月廿三月廿九日迄

日並記之也、

三蔵記之